（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十二条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を、次のように改正する。

第四十四条第一項の表第三号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ワ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	第五項に定める期間

第四十四条第四項中「ホ」を「ホ及びト」に、同条第五項中「トまで」を「チまで」に、同条第六項中「ホ」を「ホからトまで」に、同条第七項中「リ及びヌ」を「ヌ及びル」に改める。

第五十四条第二項中「等」を「その他の」に改め、「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を第一種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三　原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）

第十三条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を、次のように改正する。

第三条第一項の表第五号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、くの次に次のように加える。

ワ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	第五項に定める期間

第三条第二項中「ホ」を「ホ及びト」に、同条第四項中「トまで」を「チまで」に、同条第五項中「及びく」を「からトまで」に、同条第六項中「リ及びヌ」を「ヌ及びル」に改める。

第十条第二項中「等」を「その他の」に改め、「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三　原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年八月三十一日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

平成21年分

赤心報国神桜塾

報告年月日　27. 3. 30

（関係書類が所在不明であり、前会計責任者の引継がされていないため、収支の状況が記載できない旨、報告があった。）

1　収入総額	不明
2　支出総額	不明

平成22年分

〔**その他の政治団体**〕

赤心報国神桜塾

報告年月日　27. 3. 30

（関係書類が所在不明であり、前会計責任者の引継がされていないため、収支の状況が記載できない旨、報告があった。）

1　収入総額	不明
2　支出総額	不明

平成23年分

〔**その他の政治団体**〕

正義道守会

報告年月日　25. 3. 28

1　収入総額	18,050
本年収入額	18,050
2　支出総額	18,050
3　本年収入の内訳	
寄附	18,050
個人分	18,050
4　支出の内訳	
政治活動費	18,050
機関紙誌の発行その他の事業費	18,050
宣伝事業費	18,050
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間五万円以下のもの	18,050

政治結社天道義神塾

報告年月日　27. 7. 2

1　収入総額	0
2　支出総額	0

赤心報国神桜塾

報告年月日　27. 3. 30

（関係書類が所在不明であり、前会計責任者の引継がされていないため、収支の状況が記載できない旨、報告があった。）

1　収入総額	不明
2　支出総額	不明

平成24年分

〔**その他の政治団体**〕

上杉謙太郎後援会

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

11. 28～12. 17

報告年月日　27. 4. 3

1　収入総額	3,500,000
本年収入額	3,500,000
2　支出総額	2,915,169
3　本年収入の内訳	
寄附	3,500,000
政治団体分	3,500,000
4　支出の内訳	
経常経費	2,304,439
人件費	2,204,000
備品・消耗品費	98,239
事務所費	2,200
政治活動費	610,730
組織活動費	10,730
機関紙誌の発行その他の事業費	600,000
宣伝事業費	600,000
5　寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
新党改革	3,500,000 都・港区

旭日青年隊

報告年月日　27. 6. 9

1　収入総額	890,000
本年収入額	890,000
2　支出総額	890,000
3　本年収入の内訳	
寄附	890,000
個人分	890,000